



## 国際医療福祉大学 モンゴル人学生のための特別奨学金制度

学校法人 国際医療福祉大学（以下 IUHW）は、『共に生きる社会』の実現」を建学の精神とし 1995 年に栃木県大田原市に国内初の医療福祉の総合大学として開学しました。現在、大田原市、千葉県成田市、東京都港区、神奈川県小田原市、福岡県大川市の 5 キャンパスに 10 学部 26 学科を持ち、大学院生を含め約 10,000 人の学生が学んでおり、多くの優秀な学生を輩出してまいりました。

また大学の理念の一つである「国際性」を目指すために、海外からの留学生の受け入れを積極的に進めております。

そのひとつとして、モンゴル人の学生・市民の方に限定し、日本の医療における専門分野で修学し、モンゴルの医療・健康・福祉向上のためにご活躍いただく方を育成するための特別奨学金制度を 2018 年に設立致しました。看護、薬学のほかにも理学療法、放射線治療など 10 の専門分野における専門職員としてご活躍いただけることを期待しています。

是非、この制度を活用して、市民の皆さんに IUHW で修学していただきたいと思っております。



## 奨学金制度の概要

### 1. 奨学金の趣旨

モンゴルの学生・市民で、日本国内で医療福祉分野の専門職として修学し、モンゴルにおける医療、健康、福祉の向上に寄与することを志す方に特別奨学金制度を設立いたします。

この制度で就学する学生は、それぞれの専門学科に対して日本の国家資格がある場合には、合格するために最大限の努力をしていただきます。

### 2. 奨学金の概要

項目	内容
修学学科	国際医療福祉大学（以下、IUHW）の擁する下記の学科 1. 看護学科 2. 理学療法学科 3. 作業療法学科 4. 言語聴覚学科 5. 視機能療法学科 6. 放射線・情報科学科 7. 薬学科 8. 医学検査学科 9. 医療福祉・マネジメント学科
修学場所	日本国内にある5つのIUHWキャンパスのいずれか <a href="http://www.iuhw.ac.jp">www.iuhw.ac.jp</a>
募集人数	2024年度（2024年春）入学から2026年度（2026年春）入学までの3年間にわたり、毎年10名以内
応募者の資格・要件	医療、健康および福祉の分野で学び、同分野で就職する意欲のあるモンゴル人で、以下の条件に合致する者 1. 年齢： 30歳以下（2024年4月1日時点にて） 2. 学歴： 高等学校卒業以上

	<p>3. 高等学校の学業成績：  GPA (Grade Point Average) 3.4 以上  - 薬学科希望の場合、3.8 以上</p> <p>4. 日本語能力：  学士課程に入学するにあたり適切な日本語能力  - 原則として JLPT N3 もしくはそれと同等の資格  - 薬学科希望の場合については N2 もしくは同等の資格</p> <p>※IUHW により日本語能力の向上が必要と判断された場合、入学前に IUHW 留学生別科（以下、留学生別科）にて日本語教育を受けなければならない。</p>
奨学金内容	<p>修学期間である 4 年もしくは 6 年間の学士課程に亘る奨学金を支給する。奨学金には次の費用が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬学部以外の学部では 4 年間、薬学部では 6 年間に亘る学士課程の学費（入学金、授業料、実験実習費、および施設設備費）</li> <li>2. 教材費、学会参加、ユニフォームなどのその他の学術関連費用（IUHW による許可を条件として、年間 200,000 円までの実費）</li> <li>3. 生活費（月 60,000 円）</li> <li>4. 住居費（大学が住居提供）</li> <li>5. 寮と大学間の交通費（必要に応じて）</li> </ol> <p>※母国と日本間の渡航費用は奨学金に含まれない</p> <p>※支給期間は、原則、正規の修学年限の学士課程 4 年間または 6 年間とするが、病気等止むを得ない理由で修学期間が延びる場合であって、IUHW が認めた場合は、1 年間に限り支給期間を延長することができる。  延長期間の支給金額は、IUHW が IUHW 奨学生と相談し決定する。</p> <p>留学生別科（学士課程入学前の 6 カ月を上限とする日本語教育）での修学期間中、IUHW は次の費用を奨学金として支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 留学生別科在学中の学費（入学金、授業料、および施設設備費）</li> <li>2. 生活費（月 40,000 円）</li> </ol>

	<p>3. 住居費（大学が住居を提供）</p> <p>4. 寮と大学間の交通費（必要に応じて）</p> <p>5. 教材費</p> <p>※母国と日本間の渡航費用は奨学金には含まれない</p>
<p>奨学金支給の停止・返還</p>	<p>IUHW は、IUHW 奨学生が次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を停止し、既に支給している奨学金の全部または一部について返還を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. IUHW を退学した場合</li> <li>2. IUHW 奨学生の学業成績が不良になったと認められる場合</li> <li>3. IUHW 奨学生が下記遵守事項のいずれかに違反した場合</li> <li>4. その他、IUHW 奨学生が将来モンゴルの医療福祉レベルの向上に寄与するという目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合</li> </ol> <p>返還額については、IUHW 奨学生の修学期間中の勉学態度を考慮し、IUHW モンゴル教育・文化・科学・スポーツ省（以下、教育省）から意見を聴取した上で決定する。</p>
<p>IUHW 奨学生の遵守事項</p>	<p>IUHW 奨学生は次の事項を遵守しなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. IUHW の学則及び諸規程を遵守し、勉学に専念し、IUHW 奨学生の本分を全うすること</li> <li>2. 専攻分野に日本の国家資格がある場合には、あらゆる努力により国家資格の合格を目指すこと</li> <li>3. 卒業後、IUHW が指定する日本またはモンゴルの医療機関において、専攻分野の専門家として IUHW 奨学金で日本にて過ごした修学期間(*)と同等の期間（義務年限）勤務すること</li> </ol> <p>(*) 「修学期間」とは、正規の修学年限の学士課程 4 年間または 6 年間、留学生別科にて日本語教育を受けた期間、および病気等止むを得ない理由で修学期間が延びる場合であって、IUHW が認めた場合の 1 年間の延長をした場合はその延長期間を含む期間を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. IUHW 奨学生は、義務年限の後も連絡先を毎年 IUHW に報告すること。</li> <li>5. IUHW 奨学生は、IUHW 奨学金の目的を理解し、IUHW 奨学生の遵守事項に真摯に取り組んでいく旨の誓約書の提出をすること。</li> </ol>

選考方法	<p>以下の事項を基準に選定する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応募書類の内容</li> <li>2. 面接（電話面談、ビデオ面談も含む）</li> </ol> <p>※必要に応じて、筆記試験を行う</p>
応募受付 (予定)	<p>申請開始：8月10日 申請終了：10月20日</p>
応募方法・ 応募書類	<p>応募書類：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 奨学金応募申請書（写真貼付）</li> <li>2. 証明写真</li> <li>3. 健康に関する質問書（Health Questionnaire）</li> <li>4. 最終学歴の卒業証明書（モンゴル語もしくは英語）★</li> <li>5. 最終学歴の成績証明書（モンゴル語もしくは英語）★</li> <li>6. 日本語能力を証明する証明書（JLPT、J-TEST など）</li> <li>7. パスポートコピー</li> </ol> <p>大学在学中の方は上述に追加して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 大学成績証明書（モンゴル語もしくは英語）★</li> </ol> <p>※ ★印の書類には、必ず公式な日本語訳を添付のこと 上記応募書類を、下記Eメールアドレスへ添付で提出すること。</p> <p style="text-align: center;"><a href="mailto:Info-scholar@iuhw.ac.jp">Info-scholar@iuhw.ac.jp</a></p>

**【問い合わせ】**

学校法人 国際医療福祉大学 成田キャンパス国際室

〒286-8686 千葉県成田市公津の杜 4-3

電話：0476-28-1014

E-mail：info-scholar@iuhw.ac.jp

以上